

（避難器具に関する基準）

- 第49条 令別表第1（1）項から（4）項まで及び（7）項から（16）項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。
- 2 前項の規定により設ける避難器具は、次の各号に掲げる区分に従い、令第25条第1項及び第2項並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、維持しなければならない。
- （1）令別表第1（13）項及び（14）項に掲げる防火対象物にあつては、これらの防火対象物が令第25条第1項第3号に規定する防火対象物に該当するものとして、同号を適用するとした場合に、同号の防火対象物に適用するものとされる避難器具
- （2）前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあつては、これらの防火対象物が令第25条第1項各号の区分により当該用途に該当するものとして、当該各号を適用するとした場合に、当該各号に適用するものとされる避難器具

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕

【趣旨】

本条は、政令第25条第1項の適用を受けない防火対象物の階において、収容人員が30人以上となる6階以上の階に避難器具を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 避難器具は、火災時に防火対象物の避難階以外の階にいる者が階段を利用して避難できなくなり、逃げ遅れたときに使用して避難するものである。避難器具の種別は、避難はしご、緩降機、救助袋、滑り台、滑り棒、避難ロープ、避難橋、避難用タラップがある。避難器具の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第25条、省令第27条等のとおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、政令別表第1（1）項から（4）項まで及び（7）項から（16）項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならないこととしている。また、第2項では、本条例により避難器具の設置が義務付けられる防火対象物について、避難器具の種類（避難はしご、緩降機、救助袋、滑り台、滑り棒、避難ロープ、避難橋、避難用タラップ）の選択について定めたものである。
- 3 札幌市における避難器具の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の避難器具の項を参照すること。